



第5章 推進体制

1 市の推進体制の充実

(1) 職員意識の向上

- ◇ 所属ごとに「男女共同参画推進責任者」を設置し、各課の底上げを図り、全庁をあげて男女共同参画を推進します。
- ◇ 職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進するためガイドラインを作成・運用します。

(2) 活動拠点の整備

- ◇ 本市の男女共同参画推進の核となる機能について、引き続き、市の財政状況や市民の要望をみながら検討します。

2 国・県・関係機関等との連携協力

(1) 市民・事業者・団体とのパートナーシップの確立

- ◇ 男女共同参画社会の推進には、あらゆる分野での取組が必要であることから、様々な民間団体や企業との連携を推進していきます。

(2) 他自治体等との情報交換・交流

- ◇ 国・県等が主催する女性施策に関する研修会等へ職員を派遣し、広く情報を収集します。
- ◇ 国・県や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

(1) 庁内推進会議による総合的な調整

- ◇ 毎年度、実施している各事業の進捗状況調査を行うとともに、各指標の状況についても報告を行い、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 市民等の意見の反映

- ◇ 「前橋市男女共同参画審議会」において事業の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見・助言を施策に反映させます。